

平成 29 年 10 月 23 日
J E S C Oホールディングス株式会社

取締役会の実効性評価の結果の概要について

当社取締役会は、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」に基づき、取締役会の機能の一層の向上を図ることを目的とし、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しましたのでその概要をお知らせします。

1.分析・評価の方法

当社取締役会は、平成 29 年 8 月期を評価対象期間として、2 回目の取締役会の実効性評価を実施しました。実施方法は、平成 29 年 8 月 10 日時点の取締役会メンバーに「取締役会の実効性評価に関するアンケート調査」を実施し、その結果を基に当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析・評価をしました。

主な評価項目は、取締役会の構成、取締役会の運営状況、取締役会の意思決定プロセス、取締役会の意思決定スピードや中長期課題、役員に対する支援体制、株主との関係充実、持続的成長です。

2. 取締役会の実効性に関する分析及び評価の結果

アンケートの結果、取締役会の構成・運営状況・意思決定プロセス・支援体制・株主との関係充実について総合的に高い評価となり、当社の取締役会において、重要事項の経営意思決定及び業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分確保されていると評価しました。

平成 28 年 11 月に取締役の人数を 10 名から 7 名に縮小し、併せて最高経営意思決定責任者（会長兼 CEO）と最高業務執行責任者（執行役員社長）の選任や執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定スピードを速める体制強化を図った結果、同評価項目についても概ね高い評価結果となりました。また、資料の事前配布事前説明や積極的な情報開示についても改善を図った結果、昨年よりも高い評価となりました。

しかしながら、「執行役員制度を更に充実させる必要性」「経営課題の共有はできているものの、中長期的な経営方針を議論する機会をさらに増やす必要性」「株主との対話の機会をさらに増やす必要性」等に関する指摘がありました。

3. 取締役会の実効性に関する評価結果を踏まえた今後の取組み

当社取締役会は、取締役会の実効性に関して社内外の取締役・監査役から昨年以上に高い評価を受けたものの、「執行役員制度の更なる充実」「中長期的な経営方針を議論する機会の増加」「株主との対話の機会増加」についての課題が認識されました。そこで、今後は引き続き以下の課題への対応に注力してまいります。

(1) 執行役員制度の更なる充実

平成 28 年 12 月から導入した執行役員制度をさらに有効なものにするため、業務執行権限の委譲を進め、取締役会における経営意思決定スピードを上げるよう努めてまいります。同時に取締役会の執行監督機能を強化するため、取締役会と執行役員会の役割分担と情報共有をさらに進めてまいります。

(2) 中長期的な経営方針を議論する機会の増加

平成 29 年 10 月 20 日の決算説明会資料において開示しました平成 32 年 8 月期の中期経営計画達成のため、中長期的な経営方針やその実現に向けた施策について、取締役会での議論の機会をさらに増やしてまいります。前述の執行役員制度の有効性を高めることで、取締役会がより重要な経営意思決定に係る審議に時間がさけるよう体制を強化してまいります。

(3) 株主との対話の機会増加

平成 27 年 9 月の上場後、法定開示事項はもとより任意開示事項につきましても積極的な開示に努め、年 2 回の決算説明会はもとより投資家説明会へも積極的に参加し、株主や投資家の皆様とのコミュニケーションを重視してまいりました。今後も引き続き、積極的な情報開示に努めるとともに、自社ホームページを活用した情報発信を強化してまいります。

以上